

(様式1-4)

田野畑村 復興交付金事業計画 平成25年度 復興交付金事業等

省庁名: 農林水産省

平成25年3月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国费率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特 定市町村又は特定都道 以外の者が負担する額を 減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
2	C - 2 - 1	机浜番屋群再生事業	机地区	村	村	直接	1/2	(184,000) 0 <184,000>	(184,000) 0 <184,000>	(138,000) 0 <138,000>			
3	◆ C - 2 - 1 - 1	机浜番屋群等再生事業	机地区	村	村	直接	4/5	(90,000) 0 <90,000>	(90,000) 0 <90,000>	(72,000) 0 <72,000>			
4	◆ C - 2 - 1 - 2	ジオツーリズム推進事業	沿岸部	村	村	直接	4/5	(2,000) 0 <2,000>	(2,000) 0 <2,000>	(1,600) 0 <1,600>			
31	◆ C - 5 - 1 - 2	羅賀地区コミュニティセンター整備事業	羅賀地区	村	村	直接	4/5	(217,000) 0 <217,000>	(217,000) 0 <217,000>	(173,600) 0 <173,600>			
32	◆ C - 5 - 2 - 2	島越地区コミュニティセンター整備事業	島越地区	村	村	直接	4/5	(184,000) 0 <184,000>	(184,000) 0 <184,000>	(147,200) 0 <147,200>			
33	◆ C - 5 - 2 - 3	防災まちづくり拠点施設整備事業	菅窪地区	村	村	直接	4/5	(309,000) 0 <309,000>	(309,000) 0 <309,000>	(247,200) 0 <247,200>			
35	C - 7 - 2	水産荷捌き施設整備事業	島越地区	村	村	直接	1/2	(382,000) 0 <382,000>	(382,000) 0 <382,000>	(286,500) 0 <286,500>			
46	C - 1 - 1	平井賀漁港(羅賀地区)環境整備事業	羅賀地区	村	村	直接	1/2	(130,000) 0 <130,000>	(130,000) 0 <130,000>	(97,500) 0 <97,500>			
47	C - 5 - 1	平井賀漁港地区漁業集落防災機能強化事業	羅賀地区	村	村	直接	1/2	(1,615,000) 0 <1,615,000>	(1,615,000) 0 <1,615,000>	(1,211,250) 0 <1,211,250>			
48	C - 5 - 2	島越漁港地区漁業集落防災機能強化事業	島越地区	村	村	直接	1/2	(1,573,250) 0 <1,573,250>	(1,573,250) 0 <1,573,250>	(1,179,937) 0 <1,179,937>			
49	C - 6 - 3	平井賀漁港(平井賀地区)施設機能強化事業	平井賀地区	村	村	直接	1/2	(30,000) 0 <30,000>	(30,000) 0 <30,000>	(22,500) 0 <22,500>			

(様式1-4)

田野畑村 復興交付金事業計画 平成25年度 復興交付金事業等

省庁名: 農林水産省

平成25年3月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特 定市町村又は特定都道県 以外の者が負担する額を 減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
50	C - 2 - 2	野外活動交流促進施設整備事業	明戸地区	村	村	直接	1/2	(0) 168,000 <168,000>	(0) 168,000 <168,000>	(0) 126,000 <126,000>			
51	◆ C - 2 - 2 - 1	震災遺構保存整備事業	明戸地区	村	村	直接	4/5	(0) 12,500 <12,500>	(0) 12,500 <12,500>	(0) 10,000 <10,000>			
52	C - 2 - 3	農林水産物販売施設整備事業	菅窪地区	村	村	直接	1/2	(0) 11,000 <11,000>	(0) 11,000 <11,000>	(0) 8,250 <8,250>			
53	◆ C - 7 - 1 - 2	サケ溯上等阻害対策事業	明戸地区	村	村	直接	4/5	(0) 68,000 <68,000>	(0) 68,000 <68,000>	(0) 54,400 <54,400>			
56	☆ F - 3 - 1 - 1	漁業集落復興効果促進事業	田野畑村	県	県	直接	4/5	(0) 184,574 <184,574>	(0) 184,574 <184,574>	(0) 147,659 <0>			
合計額								(4,716,250) 444,074 <5,160,324>	(4,716,250) 444,074 <4,975,750>	(3,577,287) 346,309 <3,775,937>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

都道県名	岩手県	担当部局名	復興対策課	担当者氏名	
市町村名	田野畑村	電話番号	0194-34-2111(内線66)	メールアドレス	

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)上段( )書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

||

(様式1-4)

**田野畑村 復興交付金事業計画 平成25年度 復興交付金事業等**

省庁名: 国土交通省

平成25年3月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国费率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特 定市町村又は特定都道県 以外の者が負担する額を 減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
6	D - 3 - 1	村道田野畑平井賀線整備事業	羅賀地区	村	村	直接	2/3	(118,000) 0 <118,000>	(118,000) 0 <118,000>	(100,300) 0 <100,300>			
7	D - 4 - 1	災害公営住宅整備事業(羅賀地区)	羅賀地区	村	村	直接	3/4	(821,000) 0 <821,000>	(821,000) 0 <821,000>	(718,375) 0 <718,375>			
8	D - 4 - 2	災害公営住宅整備事業(島越地区)	島越地区	村	村	直接	3/4	(541,000) 0 <541,000>	(541,000) 0 <541,000>	(473,375) 0 <473,375>			
9	D - 4 - 3	災害公営住宅整備事業(西和野地区)	西和野地区	村	村	直接	3/4	(90,000) 0 <90,000>	(90,000) 0 <90,000>	(78,750) 0 <78,750>			
10	D - 20 - 1	防災まちづくり計画策定等事業	村内全域	村	村	直接	1/2	(15,000) 0 <15,000>	(15,000) 0 <15,000>	(11,250) 0 <11,250>			
14	◆ D - 20 - 1 - 4	津波情報システム整備事業	村内全域	村	村	直接	4/5	(52,000) 0 <52,000>	(52,000) 0 <52,000>	(41,600) 0 <41,600>			
36	D - 1 - 2	村道北山崎線道路改良舗装事業	北山地区	村	村	直接	2/3	(65,000) 0 <65,000>	(65,000) 0 <65,000>	(55,250) 0 <55,250>			
37	D - 1 - 3	村道明戸北山線道路改良舗装事業	机地区	村	村	直接	2/3	(120,000) 0 <120,000>	(120,000) 0 <120,000>	(102,000) 0 <102,000>			
38	D - 1 - 4	村道長嶺線道路改良舗装事業	池名地区	村	村	直接	2/3	(902,000) 0 <902,000>	(902,000) 0 <902,000>	(766,700) 0 <766,700>			
40	D - 1 - 5	まちづくり連携道路整備事業	(田野畑村) (主)岩泉平井 賀普代線 明 戸	県	県	直接	2/3	(170,000) 0 <170,000>	(170,000) 0 <170,000>	(140,250) 0 <140,250>			
41	D - 1 - 6	まちづくり連携道路整備事業	(田野畑村) (主)岩泉平井 賀普代線 島 越	県	県	直接	2/3	(110,000) 0 <110,000>	(110,000) 0 <110,000>	(90,750) 0 <90,750>			

(様式1-4)

田野畑村 復興交付金事業計画 平成25年度 復興交付金事業等

省庁名: 国土交通省

平成25年3月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、特 定市町村又は特定都道県 以外の者が負担する額を 減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
43	D - 1 - 7	まちづくり連携道路整備事業	明戸地区	村	村	直接	2/3	(75,000) 0 <75,000>	(75,000) 0 <75,000>	(63,750) 0 <63,750>			
54	D - 5 - 2	災害公営住宅家賃低廉化事業	羅賀・鳥越・西 和野地区	村	村	直接	3/4	(0) 6,164 <6,164>	(0) 6,164 <6,164>	(0) 5,393 <5,393>			
55	D - 6 - 2	東日本大震災特別家賃低廉化事業	羅賀・鳥越・西 和野地区	村	村	直接	1/2	(0) 1,280 <1,280>	(0) 1,280 <1,280>	(0) 960 <960>			
合計額								(3,079,000) 7,444 <3,086,444>	(3,079,000) 7,444 <3,086,444>	(2,642,350) 6,353 <2,648,703>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

都道県名	岩手県	担当部局名	復興対策課	担当者氏名	
市町村名	田野畑村	電話番号	0194-34-2111(内線66)	メールアドレス	

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち特定市町村又は特定都道県以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)上段( )書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。